令和6年度 社会福祉法人実地指導 主な指摘内容一覧

実施数 4法人

※当該指摘内容については、内容を細分化した上でまとめているため、実際の指摘件数と異なります。

文書指摘:□

口頭指摘: 🗆

助言:□

口定款に関すること

(主な内容)

定款施行細則の条番号について繰り上げされたい。

□評議員・評議員会に関すること

(主な内容)

令和5年度及び令和6年度に開催した評議員会において全て欠席している評議員がいた。評議員会の役割の重要性を鑑み、実際に評議員会に参加できない者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することにならないよう、評議員会に参加できる者を評議員に選任すること。

法人と評議員との関係は委任に関する規定に従うため、就任を承諾することで評議員となるものであることから、就任承諾書の日付は本人が記入すること。

保護者会長の評議員選任について、評議員選任・解任委員会における審議を経て選任されたことが 分かるよう当該委員会の議事内容等への記録を検討されたい。

評議員選任・解任委員会の外部委員の資格要件について、評議員の選任要件に準じていることを確認するため確認書等徴されたい。

□理事会に関すること

(主な内容)

理事長及び業務執行理事の職務執行状況に係る報告に当たっては、それぞれが報告し、理事会資料及び議事録共に明確に区分して記録すること。

理事会の決議の省略について、理事が全議案に同意したこと、監事が全議案に異議の申し出がないことが分かる同意書等徴されたい。

理事会の招集通知の省略について、理事及び監事全員の同意があったことが確認できなかった。電話により同意を得た場合、理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する、又は同意書を徴するなど、書面又は電磁的記録により、何らかの形で保存しておくことが望ましい。

理事会の議長について、定款施行細則のとおりその都度選出しているものの、同一の理事が選出されている。適切な議事の進行を確保する観点から、特定の理事に偏ることがないよう努められたい。

口会計管理に関すること

(主な内容)

経理規程において、「毎月末における月次試算表を作成し、翌月末までに理事長に提出しなければならない。」と規定されているが、当該事務を適正に行っていないことが確認された。ついては、経理規程に準じた事務を行うこと。

なお、理事長への報告に当たっては、稟議書等により、提出時期等が客観的に確認できるよう記録されたい。

経理規程について、誤記等と思われる箇所が見受けられるため、モデル経理規程を参照し、法人の実態に合わせて記載内容を整理されたい。

また、モデル経理規程に記載されている条文が一部省略されているため、必要に応じて追記を検討されたい。

食料品の買入れについて、年間購入見込額が100万円を超える業者があるが、契約書を作成していなかった。経理規程に従い、100万円を超える場合は契約書の作成により契約を締結されたい。

法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定めるとともに内部牽制にも配意した業務分担等適正な会計事務処理に努めるべきとされている。

会計責任者等を選任されているが、特定の個人が複数の職責や管理業務を兼務していることから、さらに内部牽制に配意した業務分担等適正な会計事務処理ができる体制を確立されたい。

法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定めるとともに内部牽制にも配意した業務分担等適正な会計事務処理に努めるべきとされている。

理事長が会計責任者を兼務していることから、内部牽制にも配意した業務分担等適正な会計事務処 理ができる体制を確立されたい。

定款において、評議員及び役員の報酬は無報酬と定められているが、役員等の報酬等に関する規則において、役員会等に出席したときに交通費を含む日当額を定め、旅費交通費より支出し、役員等から役員報酬受領書を徴していることが確認された。

交通費の実費相当分を超える部分は報酬に該当するため、費用弁償とする金額を精査のうえ、当該 規則の改正又は定款変更を検討されたい。

口その他に関すること

(主な内容)

役員の報酬等の規則に規定されていない役員退職慰労品が支給されていた。役員等に退職慰労金 品を支給する場合、当該規則を改正し、その規定に沿って報酬等を支給すること。

随意契約を行う場合、入札通知及び経理規程に規定する基準に基づき行うこととされているが、物品の買入れにおいて、当該規程に規定する2社以上の見積もりを徴することなく特定の業者と随意契約している事例が確認された。

なお、予定価格が契約の種類に応じ定められた額を超える随意契約の場合は、3社以上(一定の場合には2社以上)の業者から見積もりを徴し比較した上で契約業者を決定すること。

また、業者選定理由について、当該規程で示された随意契約によることができる場合の一般的な基準に則し、合理的な理由を稟議書に記載すること。

契約等に係る手続きについて、以下の事例が確認された。ついては、入札通知及び経理規程に従い、適正に手続きを行うこと。

- ①契約価格が1,000万円を超えている随意契約の業者選定理由について、競争入札することが適当でないと認められる合理的な理由として不適切
- ②経理規程に規定する複数の業者から見積もりを徴することなく随意契約を締結
- ③随意契約において、特定の業者を選定した合理的な理由が不明確
- ④契約金額が100万円を超える契約にも関わらず、請書を作成
- ⑤予算の成立前及び稟議書決裁前に随意契約を締結

給食食材料の購入に係る稟議書について、法人内で適切な稟議・決裁が行われたことが確認できるよう記録すること。

福祉サービスにおける第三者評価の受審について、福祉サービスの質の向上を図る観点から検討されたい。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部改正により、ハラスメント防止対策が義務付けされていることから、職員からの相談に応じるための体制、ハラスメント防止対策規程等を整備されたい。

費用弁償に関する規程について、別表に規定する費用弁償額の支給対象となる業務が不明確なため、内容を整理したうえで規程の改正を検討されたい。

定款施行細則別表に規定されている理事長専決事項の上限金額は、令和5年度決算における事業活動による収入額の約1割を占めている。

当該金額を理事長専決とすることについて、法人運営に影響を与える可能性を鑑み、上限金額の変更について検討されたい。

役員等のために締結される保険契約について、議案として理事会に提出されたい。

就業規則に誤記があるため、当該規則について改正されたい。

定款施行細則の整合性について確認し、必要により当該細則の改正を検討されたい。